

大阪府立柴島高等学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は大阪府立柴島高等学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

第2章 目的

第2条 本会は会員相互に協力し、学校と家庭および地域社会との連絡を密にして、生徒の福祉を増進することを目的とする。

第3章

第3条 本会は前条の目的達成をめざして、社会教育関係団体として活動し、特定の政党・宗教に偏する行為を行わず、またいかなる団体の支配干渉も受けない。学校の人事その他、管理に干渉しない。

第4章 事業

第4条 本会は目的達成のため次の事業を行なう。

- (1) 学校および家庭における教育の理解とその振興
- (2) 生徒の育成と福祉の増進
- (3) 教育環境の整備拡充
- (4) 会員相互の親睦と研修

第5章 会員

第5条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する本校に在籍する生徒の保護者ならびに校長、教頭および教職員とする。

第6章 会計

第6条 (1) 本会の経費は、会費・寄付金および雑収入をもってこれにあてる。
(2) 会費は年額 3,000円とする。
(3) 本会の経理は総会において承認された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告、承認を受けなければならない。
(4) 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 役員

第7条 (1) 本会には次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 3名
- ③ 書記 4名 (内、3名は教職員)
- ④ 会計 2名 (内1名は事務長)

(2) 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
(3) 役員の選出方法は別に定める。

第8章 役員の任務

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、総会および実行委員会を招集する。また必要ある場合は諸種の会合に本会の代表者として出席する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理をつとめる。
- (3) 書記は総会ならびに実行委員会および各委員会の議事を記録し、各種の会合について通知する。
- (4) 会計は本会に関する会計を処理し、総会において予算・決算の説明報告をする。

第9章 会計監査委員会

第9条 会計監査委員会

- (1) 会計監査委員会には委員長のほか、委員長が委嘱した2名の委員を置く。
- (2) 会計監査委員会はその年度の会計を監査し、全会員にその結果を報告する。
- (3) 会計監査委員長の選出は役員選出の方法に準じて行なう。

- (4) 会計監査委員長は実行委員会に出席して意見を述べることができる。
- (5) 会計監査委員の任期は1年とし、再任は加げない。

第10章 総会

第10条 総会は毎年度1回とし、原則として年度当初に開き会長がこれを招集する。

- (1) 臨時総会は実行委員会の承認を得て開くことができる。
- (2) 総会の定足数は会員数の5分の1以上とする。ただし、委任状を有効とする。
- (3) 総会における決議は出席全員の多数決による。

第11章 実行委員会

第11条 会務の運営のため、実行委員会を設ける。

- (1) 実行委員会は役員、各種委員会の委員長および校長・教頭をもって構成し、会長が議長となる。
- (2) 実行委員会は会務の運営企画、総会の議案の整理検討、総会議決事項の執行、その他総会の議決により委任された事項の処理にあたる。
- (3) 実行委員会は例会をすくなくとも毎学期1回以上開くものとする。

第12章 各種委員会

第12条 本会の目的を達成するため、次の委員会を設ける。

- (1) 財務委員会
会長が委嘱した正副委員長および委員若干名をもって構成し、任務は次のとおりとする。
 - ① 予算の編成および会計執行の承認。
 - ② P T A財産の管理および新規調達作業の推進。
 - ③ 各委員会活動に対する財政上の適切な助言・協力。
- (2) 学年委員会
各学級の保護者の中から選ばれた学級委員2名と各担任によって構成し、学年ごとに正副委員長を置く。
委員は学級の会員相互と教員との連絡を密にするほか教育上・進路指導に協力し、また学習環境の整備につとめる。
- (3) 専門委員会
次の委員会にわかれ、それぞれに、会長が委嘱した正副委員長および委員若干名を置く。また必要に応じて、実行委員会の議決により委員会を新しく設けることができる。
 - ① 広報委員会
会員に対し、情報の伝達、意見の交換につとめる。また心要に応じ地域社会ならびに関係諸機関に対する広報にあたる。
 - ② 文化委員会
生徒および会員の教養を高めるための研究活動および文化活動を実施する。
 - ③ 保健体育委員会
生徒および会員の保健衛生活動ならびに体育の向上をはかる。
 - ④ 人権委員会
生徒および会員の人権意識を高めるための研究活動および活動を実施する。
 - ⑤ 厚生委員会
生徒および会員の厚生福祉の増進につとめるとともに会員の親睦をはかる。
 - ⑥ 施設委員会
生徒の学習環境の整備につとめ、学校施設の強化充実をはかる。

第13章 安全互助会

第13条 本会は大阪府立高等学校安全互助会に加入するものとする。

第14章 規約改正

第14条 この規約は総会において、出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付則

- (1) 本会は元役員の子徒の卒業後も参与としてとどまり、会長の相談役を引受けることができる。
- (2) この規約は1979年1月26日より実施する。
- (3) この規約は1993年4月1日より実施する。
- (4) この規約は2010年4月1日より実施する。
- (5) この規約は2013年4月1日より実施する。
- (6) この規約は2017年4月1日より実施する。

役員選出の細則

第1条 役員を選出を行なうときは候補者指名委員会を設ける。

第2条 指名委員会は次のものをもって構成する。

- (1) 各学級より2名の代表を選び、その代表により学年ごとに2名の委員を選出する。
- (2) 教職員の中から互選により1名の委員を選出する。
- (3) 実行委員会から互選により2名の委員を選出する。
- (4) 指名委員会から互選により委員長、副委員長各1名を選出する。

第3条 指名委員会は候補者を指名して選挙1週間前に公示する。ただし候補者の承認を要する。

第4条 会員はだれでも役員に立候補できるが、その場合は選挙の2日前までに指名と立候補の役員名を書面で指名委員会に届け出る必要がある。ただし、指名委員は役員および会計監査委員長の候補者となることはできない。

第5条 選挙は指名委員会が選挙事務の一切を行う。その方法は次のとおりである。

- (1) 対立候補者のない場合は、指名委員会によって指名された候補者について承認を求める。
- (2) 対立候補者のある場合は、総会において出席した全員の無記名投票により選出される。

第6条 この細則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

慶弔費・見舞金その他の一覧表

| | | | | |
|-----|---|---|----|---------|
| 職員 | 死 | 本 | 人 | 10,000円 |
| | 亡 | 配 | 偶者 | 10,000円 |
| 保護者 | 死 | 本 | 人 | 10,000円 |
| | 亡 | 生 | 徒 | 10,000円 |

※不慮の災害・傷害その他特別の場合は、その都度協議の上決定する。